



生活支援（在宅福祉サービス）

在宅高齢者等生活支援機器購入費の助成

在宅で生活している高齢者や障害者を介助する方の負担を軽減するための機器の購入費用の一部を助成します。助成を希望される方は一度お問い合わせください。

- 助成金額 購入費用の2分の1の額
(各機器の上限金額については下の表を参考にしてください。)
- 対象機器・対象者

| 対象機器 | 対象者 | 助成上限金額 |
|--|--|----------|
| コミュニケーションロボット | 介護認定を受けた方 | 30,000円 |
| 補聴器 | 65歳以上で聴力レベルが40デシベル以上の方（中等度難聴） | 50,000円 |
| 階段昇降機 <small>※設置する住宅に3年以上居住しており、設置後も引き続き居住する方が条件です。</small> | 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（3級以上）を受けており下肢または体幹の機能障害を有している方 ②内部障害があり、車椅子について補装具費の支給を受けている方 ③要介護1以上または要支援認定を受けた方で、階段等の昇降が困難な方 | 300,000円 |
| 電話録音防犯機器 | 65歳以上の方 | 5,000円 |

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

通院支援タクシー券の給付

在宅の要介護高齢者に、病院への通院に要する交通費の一部を扶助します。

- 給付 タクシー・ハイヤー利用券 月2回年間24枚（初乗り料金600円）
- 対象 次の条件のいずれにも該当する方
 - ・ 町内に在住し居宅で生活する方（社会福祉施設を除く。）
 - ・ 要介護認定を受けた方
 - ・ 心身の障害、疾病により2カ月に1回以上通院する方
 - ・ 生活保護世帯ではない方

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

緊急通報システムの設置

緊急時にボタンひとつで消防署へつながる「通報装置」を設置します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 - *病気などにより生活に不安がある75歳以上の方
 - *病気などにより生活に不安がある65歳以上74歳未満の方のみで構成される世帯
 - *要支援・要介護認定を受けている方
 - *身体障害者手帳をお持ちの方
- 料 金 月額418円（機器レンタル料）【設置費用はかかりません。】
- 申 請 「緊急通報システム事業利用申請書」の記載
- その他 安否確認を依頼できる協力員として、親類や知人、民生委員児童委員を消防署に3名登録します。
NTTの固定電話回線が必要です。



お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

給食サービス（配食サービス）

調理が困難な高齢者や障がい者等に対し、給食を提供し、合わせて見守りを行います。

- 時 期 通年（毎週火曜日、水曜日、金曜日の昼食）
- 対 象 要介護認定または障害支援区分認定を受けている65歳以上の方
または85歳以上の方
- 利用料 1食500円

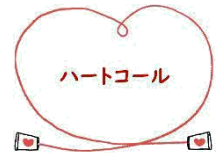
お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

ハートコール

ボランティアが定期的に安否確認のほか、お話し相手や日常の困りごとをお聞きします。

- 日 時 月曜日、水曜日
- 対 象 65歳以上の町民
- 利用料 無料（事前に利用登録が必要です。）



お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

除雪困難世帯生活通路等除雪支援

町内在住の除雪が困難な高齢な高齢者世帯や障害者世帯が安心して冬期間の生活ができるように、生活通路及び避難経路の確保のための除雪を行います。

●対象者

町内に居住し、次の条件のいずれかに該当する方

- ・11月15日時点で18歳未満または70歳以上の方
- ・身体障害者手帳を交付された方
(1級または2級、肢体不自由の下肢もしくは体幹に区分される方)
- ・療育手帳がA判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級がある方
- ・障がい福祉サービス障害支援区分4以上の認定を受けている方
- ・特別障害者手当の支給を受けている方

※上記に該当しない70歳未満の方と同居している、もしくは公租公課を滞納している場合は利用できません。

●除雪期間 11月15日～翌年3月31日

●除雪範囲 玄関から公道までの人が通るのに支障をきたさない範囲

●申請先 保健福祉課子育て・福祉グループ

●提出物

- ・除雪困難世帯生活通路等除雪支援事業利用申請書

●料金

| | 生活通路 | | 住宅の窓 |
|------------|--------|--------|----------|
| | 11月 | 12月～3月 | 1回1時間あたり |
| 住民税所得割課税世帯 | 1,500円 | 3,000円 | 1,120円 |
| 住民税非課税世帯 | 1,000円 | 2,000円 | 750円 |
| 生活保護世帯 | 500円 | 1,000円 | 375円 |

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

高齢者世帯等除雪費助成

町内在住の自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等が安心して冬期間の生活ができるよう、対象者が除雪のために業者などに支払った費用の2分の1を助成します（除雪業者などとの委託契約が必要です）。

●対象者

町内に居住（11月15日時点）し、そこに居住している方のうち、世帯員全員が住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯で、次の条件のいずれかに該当する方

- ・18歳未満または65歳以上の方
 - ・身体障害者手帳がある方（等級制限なし）
 - ・療育手帳がある方
 - ・精神障害者保健福祉手帳がある方
 - ・障がい福祉サービス障害支援区分の認定を受け、介護給付を受けている方
- ※上記に該当しない65歳未満の方と同居している、もしくは公租公課を滞納している場合は利用できません。

●除雪期間 11月15日～翌年3月31日

●除雪範囲

- ・玄関から道路までの生活通路
- ・置き雪の排雪
- ・屋根の雪下ろし
- ・窓雪の除雪



※申請者と委託業者で詳細を決めるため、上記以外も対象となる場合があります。

●申請先 保健福祉課子育て・福祉グループ

●提出物

利用申請

- ・高齢者世帯等除雪費助成事業利用申請書

助成金申請

- ・高齢者世帯等除雪費助成事業助成金交付申請書兼請求書
- ・委託契約書の写し
- ・領収書の写し
- ・口座が分かるもの（キャッシュカード、通帳のコピー）

●助成金額 委託業者に支払った金額の2分の1の額（上限額 50,000円）



お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035